

<請求人> 様

名古屋市監査委員	金	庭	宜	雄
同	塚	本	つよし	
同	小	林	史	郎
同	大	橋	正	明

名古屋市職員措置請求について（通知）

令和 8年 3月27日に提出された 7監管第 136号の名古屋市職員措置請求について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本請求は、名古屋城天守閣整備事業に関して、以下のとおり主張し、仮に現在予定されている天守閣整備関連予算等が民意にそぐわない予算措置となれば、名古屋市の行政を歪める不適正な財務会計上の行為となる恐れが生じるとして、耐震改修と木造復元を選択肢とする民意調査の実施及び民意に添った整備方針に従った予算措置を講ずることを求めるものである。

- (1) 名古屋市は、平成28年に行った市民 2万人アンケートの結果、木造復元計画は民意を得たものとして計画を継続させてきたが、材木の先行購入等を行ったものの復元に関する課題等が解決できず、文化庁への申請の前提となる「天守閣木造復元基本計画」をまとめることが未だにできていない。
- (2) 平成30年に実施された「特別史跡名古屋城跡保存活用計画（案）」に係るパブリックコメントの結果では、木造復元に否定的な意見が圧倒的多数を占めたことから、民意は「耐震改修よりも木造復元を望んでいる」と断定する合理的根拠は失われていた。

(3) 令和 8年 2月に行われた市民説明会に向けての「事前質問等一覧」では、木造復元による整備方針の見直しを求める質問や意見が大半を占めている。

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

地方自治法上、住民監査請求の対象となる財務会計行為は公金の支出等に限られるところ、本請求において、請求人が対象としている天守閣整備事業に係る予算措置については該当しない。

よって、本請求は、地方自治法第 242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局管理課)